

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※建築物特定施設の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

〇一般基準

建築物特定施設	チェック項目	
廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※ 1	
階段 (第12条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※ 2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※ 3	
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる水洗器具を設けているか（車いす使用者及びオストメイト対応のものを1以上）	
	③床置き式の小便器、壁掛式の小便器等（受け口の高さが35cm以下のものに限る）を設けているか（1以上）	

※ 1 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合

※ 2 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 段部分と連続して手すりを設ける場合

※ 3 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

建築物特定施設	チェック項目	
ホテル又は旅館 の客室 (第15条)	①車いす使用者用客室を設けているか（客室総数50以上の場合1以上）	
	(1) 出入口	
	・幅は80cm以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(2) 便所（同じ階に共用便所がある場合は免除）	
	・車いす使用者用便房を設けているか	
	・出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	・出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3) 浴室等（共用の浴室等がある場合は免除）	
	・車いす使用者用浴室等を設けているか	
	・出入口の幅は80cm以上であるか	
・出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
敷地内の通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまづきにくいものか	
	③傾斜路	—
	(1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除）	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか		
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上）	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けているか	
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（容易に視認できる場合は適用除外）	
	②エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は適用除外	

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

建築物特定施設	チェック項目	
特殊な構造又は 使用形態のエレ ベーターその他 の昇降機 （第六号）	①エレベーターの場合	—
	(1) 昇降行程は4m以下であるか	
	(2) かごの定格速度は毎分15m以下であるか	
	(3) かごの床面積は2.25㎡以下であるか	
	(4) 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか	
	(5) かごの幅は70cm以上で奥行きは120cm以上であるか	
	(6) かごの幅及び奥行きは十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
	②エスカレーターの場合	—
	(1) 2枚以上の踏段を同一の面に保つものであるか	
	(2) 踏段の定格速度は毎分30m以下であるか	
(3) 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けているか		
(4) 車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか		
敷地内の通路 （第七号） （第3項）	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	(2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）	
⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備・案内所までの1以上の経路に係る基準）※1

建築物特定施設	チェック項目	
案内設備までの 経路	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	
(第21条)	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 案内所から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※2 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 階段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等